

日程第18 議案第6号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第18 議案第6号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第6号については、総務委員会に付託いたします。

日程第19 議案第7号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第19 議案第7号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第8号 橋本市公営住宅基金条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第20 議案第8号 橋本市公営住宅基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市公営住宅基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第9号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第21 議案第9号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市都市公園条例

の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第10号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第22 議案第10号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第11号 橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第23 議案第11号 橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 田中君。

○11番(田中博晃君) ここに出てきましたこれなんですけど、これ、上位法の改定で文言が変わるということなんですけれども、ただ、この条例があるということで、今後、強制徴収公債権の延滞金の徴収について市としてどのように考えているのかをお答えください。

○議長(岡 弘悟君) 答弁願います。

暫時休憩いたします。

(午前9時47分 休憩)

(午前9時48分 再開)

○議長(岡 弘悟君) 再開いたします。

10時まで休憩いたします。

(午前9時49分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長(岡 弘悟君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番 田中君。

○11番(田中博晃君) すんません。お騒がせしました。ちょっと聞き方を変えます。

先ほど質問させていただいたこの条例に関する延滞金の徴収については、今後、総務委員会で報告なりを上げていただきたいと思います。

そこで、質問なんですけれども、まず、地方自治法改正によってこの部分が変わった理由と、この及びというのが点になったことでどのような変更点になるのかについて伺います。

○議長(岡 弘悟君) 会計管理者。

○会計管理者(暮橋節子君) ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

平成29年4月26日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方自治法第231条の3第1項の一部が改正されたことにより、本条例の一部を同様に改正するものでございます。地方自治法の改正では、表記の文言整理を行っている箇所がございます、本条例はその上位法の文言を引用しており、このたび同様に改正するものでございます。具体的な内容としましては、分担金・使用料・手数料及び過料その他の市税外諸収入金となっており、その他というのが過料だけに係るようにちょっと思われるような表現になっていましたので、今回改め、分担金・使用料・手数料・過料その他の市税外諸収入金というふうに改めたものでございます。

○議長(岡 弘悟君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決
しました。
これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。
これより議案第11号 橋本市税外諸収入金

の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改
正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。